

求職活動等を行う皆さまへ

学校法人聖トマ学園では、改正男女雇用機会均等法に基づくハラスメント防止の観点から、求職者等の皆さまが安心して本学園で求職活動等を行える環境を確保するため、面談方法・連絡手段等に関するルールを以下のとおり定めています。

【求職者等とは】

- 求職者（本務、兼務を問わず、本学園の求人に応募する者）
- 求職者以外の者のうち、以下に該当する者
 - ・本学園の採用に資する活動に参加する者（例：採用説明会 等）
 - ・本学園で教育実習を受ける者

【求職活動等とは】

求職者等が行う職業の選択に資する活動を指し、例えば以下のものが含まれます。
なお、SNS等を介したものやオンライン上で行われるものも含まれます。

（例）採用面接への参加、就職説明会への参加、本学園の雇用する労働者への訪問、教育実習等の実習の受講

【求職活動等における本学園のルール】

1. 面談（採用面接・説明会・面談等）について

（1）面談時間

- ・面談は、原則として8時30分から17時00分までの時間帯に実施します。
- ・特段の事情がある場合を除き、早朝・夜間での面談は行いません。

（2）面談場所

- ・面談は、原則として学園内の会議室等で実施し、学園外の飲食店や私的な場所での面談は行いません。

2. 連絡手段（SNS・電話・メール等）について

（1）使用する連絡手段

- ・求職活動等に関する連絡は、本学園のメールアドレスや電話番号を使用し、私的な連絡手段は使用しません。

（2）SNS等の私的連絡について

- ・教職員個人のSNSによる私的連絡は行いません。
- ・求職者等の皆さまから、教職員個人SNSへの連絡を行う必要はありません。

3. 禁止される行為について

本学園の教職員は、以下の行為を行いません。

- ・性的な発言、質問、冗談、からかい
- ・私生活（交際関係、性的指向等）に必要以上に立ち入る質問
- ・個人的な食事・交際・連絡の執拗な誘い
- ・不必要な身体的接触
- ・面談や連絡において過度に不快感や不安を与える一切の言動

【相談窓口について】

本学園の教職員採用選考、または本学園で実施する実習に際し、万一、本学園教職員からセクシュアルハラスメントその他これに類する行為を受けた場合には、下記相談窓口までご連絡ください。

学校法人聖トマ学園 法人本部事務局メール：houjinhonbu@seitoma.ac.jp

※ご相談内容のプライバシーは厳守されます。

※相談したことを理由として、選考上の不利益な取扱いを受けることはありません。

令和8年10月1日

学校法人聖トマ学園 法人本部事務局